

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

鹿児島県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 県全域

(1) 現況

本県は、東西約270km、南北約600kmに広がり、薩摩、大隅の二大半島からなる県本土と、種子島や屋久島、奄美群島など200有余の島々からなっている。

気象は温帯気候帯から亜熱帯気候帯まで広範囲に及び、降水量は2,000ミリから3,000ミリの降雨地帯にあるものの、その約半分が梅雨期から夏にかけて集中している。また、毎年のように暴雨風を伴う台風に見舞われ、夏期には干ばつ被害を受けることもしばしばある。

耕地面積は122,000haで、うち田は39,200ha、畑は82,900ha（平成25年度）となっており、畑地率が68.0%で、全国の畑地率と比べて極めて高くなっている。

このような温暖な気候や広大な農地、地域の特性などを生かし、野菜、花き、茶、畜産など多彩な農業生産活動が展開されており、熊毛や奄美地域においては、サトウキビを中心に野菜や果樹、畜産等を組み合わせた複合経営が盛んである。

また、農村地域においては、農業は単なる産業のひとつにとどまらず、地域社会と密接に結びつき、住民生活や伝統文化の形成などにおいて大きな役割を担っている。

本県の農業・農村は、担い手の規模拡大や集落営農の取組が進む一方で、高齢化・過疎化・混住化の進行に伴う集落機能の低下が懸念されており、地域共同活動の推進により、生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本県においては、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、本県農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施するものである。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、市町村は促進計画を作成する前に利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者機関による施策の点検及び効果の評価

多面的機能発揮促進事業が計画的かつ効果的に実施されるよう、県は、その点検及び評価等を行うための第三者機関を設置する。

2 推進体制の整備

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このため、本県においては、県、市町村、農業団体等で構成する推進体制を整備し、多面的機能発揮促進事業の取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域の農業者団体等に対し、地域の実情を踏まえた総合的な指導・助言等の支援に努める。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有や的確な事業推進が行われるよう、その連携に努める。